

児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p>児 発 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号 【一部改正】平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日 雇 児 発 第 〇 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成 1 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>児 発 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成 1 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「<u>相談その他の援助</u>」という。）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等 (削除)</p> <p>設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められた者とする。</p> <p>第3 対象児童 この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等（以下「<u>児童</u>」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、都道府県（以下「<u>法</u>」という。）第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。 ① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの ② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認められたもの</p> <p>第4 対象人員 自立援助ホームの入居定員は、5人から20人とする。</p> <p>第5 自立援助ホームの設備等 (1) (略) (2) 個々の入居児童の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。 (3) 居間、食堂等入居児童が相互交流することができる場所を有していること。 (4) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等 (1) 自立援助ホームへの援助措置の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。 (2) 自立援助ホームの運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められた者とする。</p> <p>第3 対象児童 この事業の対象児童は、義務教育を終了した18歳未満の児童（法第31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして法第27条第7項の規定に基づき措置されたものとする。 ① 里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの ② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認められたもの</p> <p>第4 対象人員 この事業の対象人員は、おおむね5名から20名とする。</p> <p>第5 自立援助ホームの設備等 (1) 日常生活を支援し、送迎のために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。 (2) 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。 (3) 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。 (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならぬこと。</p>

第6 事業内容  
この事業は、児童が自立した生活を営むことができよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。  
① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導  
② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関するその他の自立した日常生活を営むために必要な相談・援助・指導

- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ (削除)

第7 職員

(1) 自立援助ホームごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は次のとおり配置することとする。

- ① 入居児童の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員(指導員を補助する者)をもって代えることができる。
- ② 入居児童の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居児童の数が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置(単位:人)】

入居児童数	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数(補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたと者
- ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

第6 事業内容  
この事業は、児童が自立した生活を営むことができよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。  
① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導  
② 健康管理、金銭管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導

- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導

- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する援助及び生活指導

第7 職員

援助及び生活指導を行う者は、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱等

- (1) 都道府県は、その区域内における児童の自立を図るため必要がある場合において、児童から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行わなければならない。
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならぬ。この場合、児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1)により援助の実施を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。

(削除)

- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から援助の実施が適当であると認める児童について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その児童に対し申込みを勧奨しなければならない。
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則第36条の2第5項に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居児童本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。
- (8) 事業者は、入居児童が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

第9 実施に当たった事業者の留意事項

- 事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、金銭管理の方法、入居児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第33条の20に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。
- (1) 児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、児童に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (削除→一部を第10(3)へ)

第8 入居及び退居時の報告等

- (1) 実施主体は、法第27条第7項の規定に基づき措置あるいは法第31条第4項の規定に基づき援助を継続する措置を採る時、措置の変更又は解除を行う時は、自立援助ホームの運営主体の長の意見を聞くこと。
- (2) 自立援助ホームの運営主体は、この事業による援助及び生活指導を要すると認める児童を発見した場合は、これを実施主体に報告するものとする。

- (3) 自立援助ホームの運営主体は、入所児童が死亡したとき、あるいは法第27条第7項に基づき措置を継続、変更または解除する必要があると認める場合は、これを実施主体に報告するものとする。
- (4) 運営主体の所在する都道府県以外の都道府県が、法第27条第7項の規定に基づき措置を行う時あるいはその措置を継続、変更又は解除する必要があると認める時は、運営主体の所在する都道府県に協議するものとする。

第9 実施に当たった者の留意事項

- (1) 事業の運営にあたっては、児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。
- (2) 事業の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、入所児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び入所児童の家庭等と密接に連携をとり、入所児童に対する援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 援助及び生活指導を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 入居者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理することともに、これ

に關連する諸帳簿を整備すること。また、事業運営に係る会計に關する諸帳簿を整備すること。受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより特に、虐待などを必要ない児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察自立に向けた指導が必要ない児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

(4) (略)

(5) 事業者は、児童の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

- ① 職員に対し、入居児童に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならぬ。
- ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。
- ③ 援助に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の方を関与させなければならぬ。
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならぬ。
- (6) 都道府県からの求めに応じ、入居児童の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居児童の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法等を定めるとともに入居児童に説明し、同意を得ること。また、金銭管理の記録を月に1回以上入居児童に知らせること。
- (8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

第10 入居児童の費用負担及び適切な経理処理

- (1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので入居児童に負担させるところが適当と認められる費用については、入居児童に負担させることができるとする。
- (2) 入居児童に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居児童に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居児童に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに關連する諸帳簿を整備しなければならない。

第11 経費

本事業の運営に關する経費は、「児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

第12 経過措置

平成21年4月1日において現に児童自立生活援助事業を行う者について

(5)

第10 入居児童の費用負担

入居児童本人に帰属する家賃、飲食物費、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居児童に負担させることができるものとする。

第11 経費

- (1) 国は、予算の範囲内において、都道府県が第6の①から⑥に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 国は、予算の範囲内において、都道府県が、第6の⑦に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

は、第9に規定する運営規程は、平成21年9月30日までに定めること  
によりとする。

## 基幹的職員研修事業実施要綱（案）

## 第1 目的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

## 第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。

## 第3 基幹的職員の業務内容

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。
- (3) 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う。

## 第4 受講対象者

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

## 第5 実施内容

- (1) 研修の申込み  
対象施設の施設長は、第4に該当する者の推薦書を添えて、受講申込書を都道府県に提出すること。
- (2) 研修の方法及び内容

① 講義及び事例を用いた演習により行う

児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とすること。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定すること。

② 前期と後期に分けて研修を行う（各2日程度）

前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図ること。

③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う

- ・施設の管理・運営（マネージメント）に関すること
- ・職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
- ・子どもの権利擁護に関すること
- ・施設における日常的なケアに関すること
- ・施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること
- ・子どもの発達に関すること
- ・アセスメントに関すること
- ・ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
- ・家族支援やソーシャルワークに関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
- ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

(3) 研修講師

研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

## 第6 修了認定

- (1) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて都道府県が修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 都道府県は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努めること。また、必要が認められる者については、基幹的職員研修の再受講の指示を行うこと。

## 第7 経費の補助

国は、都道府県が基幹的職員研修事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

## 第8 その他

平成21年度について、都道府県は、研修実施計画案を、策定後速やかに厚生労働省に対し提出すること。

児童家庭支援センターの設置運営について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p>平成10年5月18日 児 発 第 3 9 7 号</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成〇〇年〇月〇日雇児発第〇号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目 的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、<u>市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に</u>行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、<u>地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談</u></p>	<p>平成10年5月18日 児 発 第 3 9 7 号</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目 的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、<u>保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に</u>行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、<u>地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人とする。</u></p>